

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年4月16日

【四半期会計期間】 第14期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊岡 稔

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長兼ファイナンス本部長 大河内 聡人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長兼ファイナンス本部長 大河内 聡人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は2019年11月26日に、不正行為を理由に当社が解雇し刑事告訴した当社管理部門の上位職にあった元従業員（以下「元従業員」といいます。）から、在籍時に経営陣より指示を受け不適切な会計処理を行っていた旨の通知を受領いたしました。2019年12月12日付で外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会が元従業員の主張する過年度決算における不適切な会計処理の疑義に係る事実関係の有無等について調査を開始いたしました。

その後、特別調査委員会から本件について具体的な疑義が存在することが判明した旨の指摘を受けたため、当社はより透明性の高い枠組みでの調査を行うことが調査に対するステークホルダーの皆様からの信頼性を高め、ひいては当社の重要課題であるより迅速な資金調達にも資すると判断し、2019年12月26日付で当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会による調査の枠組みへ移行し、同委員会が調査を引継いで行いました。

2020年4月13日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第三者委員会による調査の結果、過去において100億円規模の架空在庫計上や費用や損失の先送り等を含む11項目の不適切会計処理が判明いたしました。

これに伴い当社は、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されております連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表等で対象となる部分について訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成28年2月9日に提出いたしました第14期第3四半期（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第4 経理の状況

四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを記載しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第13期 第3四半期 連結累計期間	第14期 第3四半期 連結累計期間	第13期
会計期間		自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高	(百万円)	536,715	812,840	769,304
経常利益又は経常損失()	(百万円)	1,801	2,563	3,131
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失()	(百万円)	5,935	2,192	9,544
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,848	4,409	1,507
純資産額	(百万円)	403,451	395,863	400,153
総資産額	(百万円)	855,594	941,267	829,579
1株当たり 四半期(当期)純損失金額()	(円)	9.88	3.65	15.88
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	47.0	41.8	48.0

回次		第13期 第3四半期 連結会計期間	第14期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額()	(円)	28.55	3.82

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

なお、第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準21号 平成25年9月13日)等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(以下、「当累計期間」という。)の中小型ディスプレイ市場では、世界的に人気の高いApple Inc.のスマートフォン「iPhone」の新機種が9月に発売されたほか、中国をはじめとする世界のスマートフォンメーカーから5型超の大型でFull-HD(1080×1920画素)以上の高精細ディスプレイを搭載したモデルが発表され、当社が得意とする高精細なLTPS(低温ポリシリコン)ディスプレイのニーズが高まりました。

当社グループにおいては、欧米地域の大口顧客向けのスマートフォン用ディスプレイ販売が好調に推移したことに加え、中国・アジア顧客向けの販売も拡大したことから、当累計期間の売上高は前年同期を大きく上回りました。

また、当社グループでは、第2四半期会計期間より新経営体制の下、「損益分岐点の引下げ」、「キャッシュ・フロー健全化」、「意識改革」を中心とした経営改革に積極的に取り組んでおり、歩留りの改善や原価の低減、組織改定を通じた損益意識の一層の強化・醸成などの施策により市場変動の大きい中小型ディスプレイ業界において、急激な売上高の変動に左右されにくい企業体質の構築を目指しています。この方針に則り、当累計期間においては、変動費・固定費の削減に向けた改革を実行すると共に中国事業開発センターの開設や売掛債権回収の短期化など、今後の収益及びキャッシュ・フローの改善につながる施策を実施しました。

以下はアプリケーション分野別の状況です。

(モバイル分野)

当分野には、スマートフォン、タブレット、携帯電話端末用のディスプレイが含まれます。当累計期間のモバイル分野の売上高は、売上高全体の85.8%を占める697,611百万円(前年同期比65.2%増)となりました。

当累計期間は、期の後半より中国市場で競争環境の激化による売上の減速感が見られたものの、中国向け全体では前年同期比で売上高が増加しました。また、欧米地域の大口顧客向けの出荷が好調であり、前年同期の当該顧客向けの売上高を上回りました。その結果、当分野の売上高は前年同期と比べ1.6倍超に拡大しました。

(車載・C&I・その他分野)

当分野には車載用、デジタルカメラやゲーム機等の民生機器用、医療用モニター等の産業用のディスプレイの他、特許収入等が含まれます。当累計期間の車載・C&I・その他分野の売上高は、売上高全体の14.2%を占める115,228百万円(前年同期比0.8%増)となりました。

当累計期間は、西欧や米国における自動車販売の好調を背景に車載用ディスプレイの販売は前年同期を上回りましたが、デジタルカメラ向けなどの民生機器用ディスプレイの販売が減少したことにより、当分野の売上高は前年同期と同水準で推移しました。

当社グループの当累計期間の実績は、欧米地域の大口顧客および中国向けの出荷が前年同期比で大幅に増加し、売上高は812,840百万円(前年同期比51.4%増)となりました。営業利益は、売上高の増加による売上総利益の増加により16,150百万円(前年同期は営業損失4,144百万円)となりました。経常利益については、営業外で10,665百万円の為替差損が生じたことなどにより2,563百万円(前年同期は経常損失1,801百万円)となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失は、特別損失として子会社の製造設備に係る減損損失1,101百万円が生じたことなどから2,192百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失5,935百万円)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は18,206百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,840,000,000
計	1,840,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	601,411,900	601,411,900	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は100株であります。
計	601,411,900	601,411,900		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年9月16日
新株予約権の数(個)	2,080(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	208,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	468(注)2
新株予約権の行使期間	平成29年9月17日から 平成37年9月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 468 資本組入額 234
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 本新株予約権1個の行使より新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転する株式は、当社普通株式100株とする。
平成27年9月16日の取締役会決議日(以下「決議日」という。)後、当社普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式によって調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

また、決議日後、当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う場合等、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うものとする。

- 2 本新株予約権の割当日以降に、当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価格を次の算式により調整する。調整後行使価格は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \div \text{分割・併合の比率}$$

上記に定める以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で募集株式を発行(自己株式を処分する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。))の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併、株式分割又は株式交換を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合。

3 新株予約権行使の条件

(1) ベスティング

新株予約権者に発行する第9回新株予約権は、下記記載の割合で5回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、本新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、本新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。

ベスティングされる日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	平成32年 4月1日
ベスティング回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
ベスティング割合	20%	20%	20%	20%	20%

(注1) ベスティングされる新株予約権の数については、本割当日に新株予約権者に発行された新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算出するものとし、1個未満の端数は、これを切り捨てる。ただし、ベスティングされる各日において切り捨てられた1個未満の新株予約権の端数が合計して1個以上となる場合は、当該1個についてはベスティングされるものとする。

(注2) 上記のベスティング規定にかかわらず、本新株予約権者が、いかなる理由による場合であるかを問わず、当社又は当社の子会社を退職等(当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれでもなくなることを意味し、本新株予約権者が死亡したことによりこれらの地位を失った場合を含む。以下同じ。)した場合、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。

- (2) 新株予約権者が、当社又は当社の子会社を退職等した場合における新株予約権の行使の条件は、以下の区分に従う。

当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は諭旨退職の処分を受け、もしくはそれらに準じた懲戒処分を受けた場合、その保有する全ての新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

自己都合により退職等した場合には、その時点でベスティングされている部分の半数を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

- (3) 新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役職員に就いた場合には、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除き、新株予約権を行使することはできない。
- (4) 取締役会の承認により、新株予約権者の死亡後も新株予約権を相続した者による新株予約権の行使を認めることができる。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の全部又は一部並びに契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行うことが出来ない。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の次の各号に定める内容の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 承継新株予約権の数
本新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、本新株予約権1個につき1個とする。
 - (2) 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数
承継新株予約権の目的たる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
承継新株予約権の目的たる株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に定める株式数(調整がなされた場合には調整後の株式の数)につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - (3) 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額
承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に定める行使価格(調整がなされた場合には調整後行使価格)につき合理的な調整がなされた価額に、上記(2)に従って決定される承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (4) 承継新株予約権を行使することができる期間(行使期間)
上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (5) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額)とし、残部を資本準備金の額とする。
 - (6) 譲渡による承継新株予約権の取得の制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項
承継新株予約権の行使の条件については、(注)3の定めるところに準じて決定する。
再編対象会社は、再編対象会社取締役会が別途定める日に、承継新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、承継新株予約権の一部を取得する場合には、再編対象会社取締役会の決議により、その取得する承継新株予約権を定めるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日		601,411,900		96,863		123,847

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 601,402,500	6,014,025	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 9,400		
発行済株式総数	601,411,900		
総株主の議決権		6,014,025	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

また、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	94,643	119,973
売掛金	144,087	139,937
未収入金	62,764	106,307
商品及び製品	29,374	53,942
仕掛品	52,243	33,734
原材料及び貯蔵品	28,106	22,918
繰延税金資産	13,655	14,080
その他	8,398	8,375
貸倒引当金	200	184
流動資産合計	433,072	499,085
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 83,916	1 80,628
機械装置及び運搬具（純額）	1 141,639	1 109,782
土地	10,899	14,545
リース資産（純額）	69,453	70,968
建設仮勘定	29,089	107,140
その他（純額）	1 13,741	1 14,241
有形固定資産合計	348,739	397,306
無形固定資産		
のれん	21,520	19,650
その他	1 12,092	1 10,826
無形固定資産合計	33,612	30,477
投資その他の資産		
その他	16,528	16,811
貸倒引当金	2,373	2,412
投資その他の資産合計	14,154	14,398
固定資産合計	396,506	442,181
資産合計	829,579	941,267
負債の部		
流動負債		
買掛金	197,103	270,835
1年内返済予定の長期借入金	8,647	8,552
リース債務	26,928	33,548
未払法人税等	1,472	2,209
賞与引当金	5,923	3,227
前受金	65,272	112,755
その他	43,767	52,255
流動負債合計	349,113	483,384

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
固定負債		
長期借入金	8,870	2,201
リース債務	39,068	29,929
退職給付に係る負債	31,654	29,239
その他	718	649
固定負債合計	80,311	62,020
負債合計	429,425	545,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	96,857	96,863
資本剰余金	257,044	257,040
利益剰余金	32,755	30,563
自己株式	70	-
株主資本合計	386,586	384,467
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	19,830	16,570
退職給付に係る調整累計額	7,907	7,220
その他の包括利益累計額合計	11,923	9,350
新株予約権	-	11
非支配株主持分	1,643	2,033
純資産合計	400,153	395,863
負債純資産合計	829,579	941,267

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
売上高	536,715	812,840
売上原価	504,617	750,441
売上総利益	32,097	62,398
販売費及び一般管理費	36,242	46,248
営業利益又は営業損失()	4,144	16,150
営業外収益		
受取利息	161	87
受取賃貸料	407	350
業務受託料	511	552
補助金収入	-	1 3,382
為替差益	5,936	-
その他	1,126	589
営業外収益合計	8,143	4,963
営業外費用		
支払利息	2,064	1,810
固定資産圧縮損	-	2 2,650
為替差損	-	10,665
その他	3,735	3,423
営業外費用合計	5,800	18,550
経常利益又は経常損失()	1,801	2,563
特別利益		
補助金収入	7,242	-
特別利益合計	7,242	-
特別損失		
貸倒引当金繰入額	2,132	-
固定資産圧縮損	6,169	-
減損損失	-	1,101
特別損失合計	8,301	1,101
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	2,861	1,461
法人税等	2,321	3,271
四半期純損失()	5,182	1,810
非支配株主に帰属する四半期純利益	753	382
親会社株主に帰属する四半期純損失()	5,935	2,192

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
四半期純損失()	5,182	1,810
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	9,406	3,286
退職給付に係る調整額	624	687
その他の包括利益合計	10,031	2,599
四半期包括利益	4,848	4,409
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,052	4,765
非支配株主に係る四半期包括利益	795	356

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純損益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績に対する意識・労働意欲向上を促すことで、株式価値の向上を目指した業務遂行を一層促進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プランを導入しております。

(1) 取引の概要

当社の「ジャパンディスプレイ持株会」(以下、「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする「ジャパンディスプレイ持株会専用信託」(以下、「当社持株会信託」という。)を信託銀行に設定します。当社持株会信託は平成25年3月より2年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当社持株会信託は当社株式を当社持株会に売却します。当社持株会信託は、売却代金を原資として借入金の元本・利息を返済します。信託終了時に株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。なお、株価の下落による債務が残る場合には、当社持株会信託の株式取得にかかる借入に対する保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託に残存する自社の株式

信託における帳簿価額

前連結会計年度304百万円、当第3四半期連結会計期間111百万円

当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前第3四半期連結会計期間823,500株 当第3四半期連結会計期間223,300株

期中平均株式数 前第3四半期連結累計期間950,276株 当第3四半期連結累計期間468,928株

の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式数に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式数に含めております。

(製品及び仕掛品の評価)

当社は、製品及び仕掛品のうち、滞留品及び過剰在庫の評価損の計算を行うにあたって将来の販売見込みデータ等を用いていますが、実態と異なる販売見込み等を用いることによって評価損の計上を回避するという不適切な会計処理を行っていることが判明しました。そのため、滞留品及び過剰在庫の評価について再度検討を行いました。当該勘定の評価に関する証憑の一部を保存していないことが判明しました。

滞留品及び過剰在庫の評価損は生産管理システムからダウンロードした上記データに基づいて評価減額を計算した上で、定性的な情報を加味し確定します。システム更新に伴うデータ移行が行われたことにより前連結会計年度(平成27年3月31日)及び当第3四半期連結会計期間(平成27年12月31日)において、当該データを生産管理システムからダウンロードすることができなかったものの、サーバー内に保存されていた中間出力ファイルに基づき滞留品及び過剰在庫の評価損の金額を再計算しました。しかし当該ファイルが正確であるか、また販売可能性等の定性的な情報が正しい情報であったかを検証できない部分がありました。

なお、前連結会計年度における当社の製品及び仕掛品の残高は、それぞれ6,067百万円、29,917百万円、当第3四半期連結会計期間における当社の製品及び仕掛品の残高は、それぞれ7,674百万円、19,664百万円となっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
建物及び構築物	29百万円	29百万円
機械装置及び運搬具	11,734	14,385
その他(有形固定資産)	114	114
その他(無形固定資産)	47	47
計	11,926	14,576

- 2 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
貸出コミットメントの総額	37,500百万円	60,000百万円
借入実行残高		
差引額	37,500	60,000

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 補助金収入

主に次世代中小型ディスプレイの研究開発に伴う経済産業省からの先端設備等投資促進事業費補助金であります。

- 2 固定資産圧縮損

上記 1 の受入による圧縮額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
減価償却費	50,280百万円	58,764百万円
のれんの償却額	1,716	1,812

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、中小型ディスプレイ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	9.88円	3.65円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(百万円)	5,935	2,192
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(百万円)	5,935	2,192
普通株式の期中平均株式数(株)	600,918,972	601,406,114
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1. 「ジャパンディスプレイ持株会専用信託」が保有する当社株式を、「1株当たり四半期純損失金額()」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前第3四半期連結累計期間468,928株、当第3四半期連結累計期間2,556株)。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年4月16日

株式会社ジャパンディスプレイ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜 嶋 哲 三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 敦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 和 充

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャパンディスプレイの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

追加情報に記載されているとおり、会社は製品及び仕掛品の評価に関する証拠の一部を保存していないことが判明した。サーバー内に保存されていた中間出力ファイルに基づき滞留品及び過剰在庫の評価損の金額を会社が再計算したものの、当該ファイルが正確であるか、また販売可能性等の定性的な情報が正しい情報であったかを再検証できない部分があったため、当監査法人は四半期連結財務諸表に含まれている前連結会計年度の製品6,067百万円及び仕掛品29,917百万円並びに、当第3四半期連結会計期間の製品7,674百万円及び仕掛品19,664百万円の評価額の一部について、その妥当性を検証できなかった。このため、当第3四半期連結会計期間の製品及び仕掛品の評価額並びに、前連結会計年度の製品及び仕掛品の評価額とその結果としての当第3四半期連結累計期間の売上原価について十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。

したがって、当監査法人は、四半期連結財務諸表における当第3四半期連結会計期間の製品及び仕掛品の評価額並びに、前連結会計年度の製品及び仕掛品の評価額とその結果としての当第3四半期連結累計期間の売上原価に関連する金額に修正が必要か否かについて判断することができなかった。この影響は該当勘定科目のみに及び、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、財務諸表全体に及ぼす影響は限定的で、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャパンディスプレイ及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期連結財務諸表に対して平成28年2月9日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。